石川県立看護大学に対する大学評価(認証評価)結果

I 判定

2019 (令和元) 年度大学評価の結果、石川県立看護大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2020 (令和2) 年4月1日から2027 (令和9) 年3月31日までとする。

Ⅱ 総評

石川県立看護大学は、「心と身体をやさしくみつめるケアを目指して」を理念に掲げ、「広く知識を授け、看護学に関する高度な専門的知識と技術を教授研究するとともに、豊かな人間性と高い資質を備えた人材を育成し、もって人々の健康の増進と福祉の向上に寄与すること」を学部の目的、「崇高な人間性と幅広い視野を基盤に、学際的な視点から看護学に関するより高度な理論と専門技術を教授研究するとともに、優れた研究能力と卓越した看護に関する実践力を持つ人材を育成し、もって人々の健康と福祉の向上及び豊かな生活の創造に寄与すること」を研究科の目的と定めている。また、大学の理念及び学部・研究科の目的を達成するため、『石川県公立大学法人第2期中期計画』において、「大学教育の強化」「地域連携・地域貢献機能の強化」「ガバナンス機能の強化」の3点を目的達成のための重点項目に掲げ、理念・目的の実現に向けて教育研究活動、地域貢献活動の充実に取り組んでいる。

内部質保証については、全学内部質保証推進組織である「教育研究審議会」が、教育の内部質保証に関する方針や改善・改革のための行動指針を大方針として提示し、それに基づき「自己点検・評価委員会」が内部質保証の実務を担うとしている。法人評価に向けた中期目標・中期計画の達成度の検証とは別に、教育に関する自己点検・評価を「内部評価サイクル」として2年に1度、「外部評価サイクル」として6年に1度実施することを定めている。内部質保証システムについては、整備されて間もないものの、これまでも「教育研究審議会」が各部局と密接に連携して改善に取り組んできたことから、今後も有効に機能することが見込める。

教育については、学部・研究科ともに、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)及び 教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に基づいて、適切に教育課程を 編成している。学部においては、カリキュラムの全体構造や科目間の関連性をカリキュ ラム・マップやカリキュラム・ツリーで提示し、学生が体系的・順次的に履修できるよ う工夫している。グローカル人材の育成のために、「アカデミック・リテラシー」科目

と奥能登地区での「民泊型フィールド実習」を連動させているほか、アメリカ・タイ・韓国で行う「国際看護実習」などの科目を設定することにより、学生が主体的・積極的に学べる機会を提供している。また、大学コンソーシアム石川が実施する「学都いしかわグローカル人材育成プログラム」に参画することで、学生に受講を促す仕組みを採り入れている。これらの取組みは、学生の学習を活性化し、地域における現状と健康に関する課題を認識させるとともに、海外の医療制度と看護システムに関する知識を身に付けさせる取組みとして高く評価できる。

そのほかの優れた点については、研究科において、グローバルな視野を持った研究や 実践力を育成する目的で、教員向けセミナーに大学院学生の参加を促し、国際学会の参 加に向けたきめ細かなサポートを行っている。さらに、「学長裁量経費」を利用した、 国際学会への渡航費援助も行っている。これらの取組みは、大学院学生の海外における 学会参加や研究発表の機会を促進し、研究能力向上や国際性の涵養につながることが 期待できる。

一方で、改善すべき課題も見受けられる。学部・研究科それぞれにおいて、さまざまな調査等を行い、学習成果の測定を行っているが、学位授与方針に示した学習成果の測定とはいいがたいため、改善が求められる。

今後は、内部質保証システムをより一層機能させることを通じて課題を解決すると ともに、特徴ある取組みを発展させることで、さらなる飛躍を期待したい。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

創立当初から大学の理念に基づき、学部では「広く知識を授け、看護学に関する高度な専門的知識と技術を教授するとともに、豊かな人間性と高い資質を備えた人材を育成し、もって人々の健康の増進と福祉の向上に寄与すること」を、研究科では「崇高な人間性と幅広い視野を基盤に、学際的な視点から看護学に関するより高度な理論と専門技術を教授するとともに、優れた研究能力と卓越した看護に関する実践力を持つ人材を育成し、もって人々の健康と福祉の向上及び豊かな生活の創造に寄与すること」を目的として適切に定めている。大学学則及び大学院学則において、学部・研究科の目的を適切に設定し、学内はもちろん社会に対しても積極的に公表している。また、2017(平成29)年度から2022(令和4)年度の『石川県公立大学法人第2期中期計画』では、「大学教育の強化」「地域連携・地域貢献機能の強化」「ガバナンス機能の強化」の3点を目的達成のための重点項目に掲げ、方向性を明確にしており、中期計画の策定は適切である。

① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の 目的を適切に設定しているか。

大学の理念として「心と身体をやさしくみつめるケアを目指して」を掲げ、学部 では、「広く知識を授け、看護学に関する高度な専門的知識と技術を教授研究する とともに、豊かな人間性と高い資質を備えた人材を育成し、もって人々の健康の増 進と福祉の向上に寄与すること」を、研究科では、「崇高な人間性と幅広い視野を 基盤に、学際的な視点から看護学に関するより高度な理論と専門技術を教授研究 するとともに、優れた研究能力と卓越した看護に関する実践力を持つ人材を育成 し、もって人々の健康と福祉の向上及び豊かな生活の創造に寄与すること」を目的 として定めている。また、これらを踏まえた教育理念を、学部では、「人間の生命 や生活の質を真に理解できる豊かな人間性とともに、専門的職業人としての基盤 を備え、保健・医療・福祉の幅広い領域で、県民の健康と福祉の向上に貢献できる 看護職及び看護指導者を育成 | すること、研究科では、学部の教育理念を受け継ぎ、 深化・発展させることを基盤として、「看護を取り巻く状況が高度化・複雑化・専 門化する中にあって、より質の高い効果的な看護を構築・提供するために、学際的 で深い科学的知識と高度の研究能力を有して看護学教育・研究・実践に携わること のできる教育者・研究者・高度専門職業人を育成し、看護学の一層の確立と看護実 践の発展に努める」ことと掲げている。

これらの目的・教育理念を実現するため、学部では「豊かな人間性と倫理観を備えた人材の育成」「看護学に求められる社会的使命を遂行し得る人材の育成」「国際社会での活躍できる人材の育成」など、博士前期課程では「看護学教育を支える教育・研究職の育成」「高度な専門的知識・技術・実践能力を備えた看護職者の育成」など、博士後期課程では「看護学や看護実践の発展に寄与する教育者・研究者の育成」「科学的な理解に基づいて看護をデザインできる研究者の育成」などの教育目標をそれぞれ適切に定めている。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に 明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学の理念及び学部・研究科の教育理念は、『学生便覧』やホームページ等に掲載している。学部・研究科の目的は、大学学則及び大学院学則に適切に定め、『学生便覧』『大学院便覧』に掲載して学生や教職員に公表するとともに、ホームページや大学案内等を通じて社会にも分かりやすく公表している。また、入試説明会、オープンキャンパス等の機会に志願者とその保護者、高等学校関係者等に対して理念・目的を説明し、周知に努めている。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学とし

て将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

2011 (平成 23) 年度の公立大学法人化に伴い、2011 (平成 23) 年度から 2016 (平成 28) 年度の『石川県公立大学法人第1期中期計画』を策定し、「教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置」など、大学における5つの大項目を掲げ、それぞれに目標を達成する具体的な措置を示していた。2017 (平成 29) 年度から 2022 (令和4) 年度の『石川県公立大学法人第2期中期計画』では、『石川県公立大学法人第1期中期計画』に示した5つの措置のうち「大学教育の強化」「地域連携・地域貢献機能の強化」「ガバナンス機能の強化」の3点を引き続き目的達成のための重点項目に掲げ、方向性を明確にしている。

2 内部質保証

<概評>

2018 (平成 30) 年度に「教育の内部質保証に関する方針」を策定し、法人評価に向けた中期目標・中期計画の達成度の検証とは別に、「教育研究審議会」及び「自己点検・評価委員会」を中心とした内部質保証体制を整備している。この内部質保証システムは、整備して間もないものの、法人評価に向けた検証を行う「教育研究審議会」を中心に各部局と密接に連携して改善に取り組んできたことから、有効に機能することが見込める。今後は、「自己点検・評価委員会」において、内部質保証システムの機能を点検・評価し、内部質保証システムの充実を図ることが期待される。なお、情報公開についても積極的に取り組んでおり、適切にホームページ等で公表している。

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

2018 (平成30) 年度に「自己点検・評価委員会」において、「石川県立看護大学における教育の内部質保証に関する方針」を策定し、内部質保証の基本的な考え方として、「優れた専門的看護職業人を輩出する高等教育機関として、教育理念・目標の実現に向けた教育活動の質向上を恒常的に図るとともに、社会の負託に応えるため必要に応じて教育理念・目標や3ポリシーも含めて自己点検・評価し、変動する地域社会の需要に応えられるよう自らの責任で大学の質を維持し向上させる」と定めている。

内部質保証の手続については、「教育研究審議会」が全学的な教育の内部質保証の大方針を「自己点検・評価委員会」に諮問し、同委員会は大方針をもとに、実質的な点検・評価に関する分析作業を行い、2年に1度「教育研究審議会」に『質評価報告書』を提出することとしている。また、「自己点検・評価委員会」は、外部評価を受けるため、6年に1度「質検証委員会」に『中期質評価報告書』を提出し、

「質検証委員会」は「教育研究審議会」に検証結果を『検証報告書』として提出す

ることとしている。「教育研究審議会」はそれぞれの報告書を検討し、次のサイクルにおける教育の内部質保証の大方針に反映させることとしている。さらに、「諸方針と改善・改革のための行動指針」として「教育の質保証の対象とする教育プログラムは、看護学部教育プログラムおよび看護学研究科教育プログラムとする」「教育の質保証のためには、教育の構造、プロセス、アウトカムに関する客観的・主観的な情報の把握・分析を行う」などの6項目を挙げて質保証に取り組むこととしている。これらの方針及び手続については、学内で共有するとともにホームページを通じて社会に公表している。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

2018 (平成 30) 年度に制定した「石川県立看護大学における教育の内部質保証に関する方針」に基づき、「教育研究審議会」「自己点検・評価委員会」「質検証員会」を中心とした体制を整備している。具体的には、内部質保証に責任を負う組織である「教育研究審議会」は、学長、評価担当学長補佐、学生部長、研究科長等により構成している。同審議会の役割として、「中期目標について知事に対して述べる意見に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの」「教育研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項」など 10 項目の審議事項を定めており、新たな内部質保証システムのもとでは、教育の内部質保証の大方針を決定し、学部・研究科の改善・向上に向けた取組みを支援することとしている。

「自己点検・評価委員会」は、「自己点検・評価委員会規程」に基づき、学長、評価担当学長補佐、研究科長、学生部長、附属図書館長、附属地域ケア総合センター長、附属看護キャリア支援センター長、各大講座の中から学長指名の教授等により構成し、「自己評価の目的及び対象に関する事項」「自己評価の方法に関する事項」など5項目がその役割となっている。

「質検証委員会」は、在学生、卒業生、輩出した人材の雇用者及び教職員代表で 構成し、6年に1度の周期で外部評価を行うこととしている。

以上のように、方針及び手続に沿って内部質保証を推進する全学的体制を整備 している。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

3つの方針(学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針) を策定するための基本的な考え方は、開学時から設定している教育理念・教育目標に基づいており、2016(平成28)年度にはワーキング・グループを立ち上げ、教育目標に示している内容と整合性を図りながら、学部・研究科における3つの方針の改定に取り組んでいる。

「教育の内部質保証に関する方針」に示された行動指針に基づき、「自己点検・

評価委員会」の構成員である評価担当学長補佐が推進役となり、研究科教育担当の研究科長及び学部教育担当の学生部長と連携しながら、経年的なIR情報や学生アンケートなどを調査・分析し、同委員会で改善策を検討したうえで、2年に1度の周期で「教育研究審議会」に報告することとしている。さらに、6年に1度の周期で外部の評価を行う目的で、「質検証委員会」が第三者による評価の観点から「教育の構造」「プロセス」「アウトカム」の3側面で検証し、検証結果を「教育研究審議会」に報告することとしている。それぞれの報告をもとに「教育研究審議会」がその内容を検証のうえ、大方針を掲げ、学部・研究科の改善・向上に向けて中期目標・中期計画の達成度を検証している「教育研究審議会」に「自己点検・評価委員会」「質検証委員会」を加えた体制としている。法人評価に向けて検証を行う「教育研究審議会」が各部局と密接に連携して改善に取り組んできたことから、内部質保証システムが整備されて間もなく、報告書の作成に至っていないものの、方針及び手続に基づき着実に取り組むことで有効に機能することが見込まれる。

なお、石川県公立大学法人の業務実績に対する評価及び認証評価機関において 指摘された事項については、「教育研究審議会」において、項目・事項ごとに改善 に取り組んでおり、適切に対応しているといえる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表 し、社会に対する説明責任を果たしているか。

学部・研究科での教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の活動状況をホームページに適切に公表している。また、年度ごとに大学に関する情報を一覧できる『石川県立看護大学年報』や研究活動の成果報告をまとめた『石川看護雑誌』をそれぞれ発行するとともに、ホームページ等を通じて公表している。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、 その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2018 (平成30) 年度以前は、「自己点検・評価委員会」が各委員会と連携し、内部質保証システムの適切性を点検・評価してきた。この点検・評価の結果に基づき、2018 (平成30) 年度に全学的な内部質保証の方針を定め、新たな内部質保証システムの整備につながった。今後も、従来と同様に「自己点検・評価委員会」において新たな内部質保証システムの機能を点検・評価するとしているため、適切な点検・評価のもと内部質保証システムの充実を図ることが期待される。

3 教育研究組織

<概評>

教育理念・目的に沿って、教育目標を具現化するために、学部・研究科とともに図書館及び2つの附属センターを適切に設置している。教育研究組織の適切性の点検・評価は、これまで「学長補佐会議」及び「教育研究審議会」が行い、その結果を業務実績の報告書にとりまとめたうえで、法人評価を受け、改善・向上を図ってきた。今後は、新たな内部質保証システムのもと、「研究推進委員会」や「教務委員会」等で検討したうえで、全学的な点検・評価を実施することとしている。

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

専門的看護職業人を輩出するとの教育理念・目的に沿って看護学部看護学科、看護学研究科看護学専攻を設置し、教育目標を具現化するために、博士前期課程では、3専門領域9研究教育分野、博士後期課程では、1専門領域2研究教育分野を置いている。また、地域の保健・医療・福祉専門職との交流・連携・協働の促進を目的とする「附属地域ケア総合センター」、看護師等のキャリア形成を支援することにより、石川県民の健康・福祉の向上に資することを目的とする「附属看護キャリア支援センター」を設置しており、適切である。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2018 (平成 30) 年度以前は、「学長補佐会議」及び「教育研究審議会」において、教育研究の質の向上に基づく活動、業務運営の改善・効率化に関する目標に基づく活動の適切性を点検・評価し、その結果を業務実績の報告書にとりまとめたうえで、「石川県公立大学法人評価委員会」による評価を受けてきた。自己点検・評価の結果や法人評価の結果を踏まえた改善・向上については、例えば、2012 (平成 24) 年度における「附属看護キャリア支援センター」の設置や2014 (平成 26) 年度における「附属地域ケア総合センター」が担う機能の見直しのほか、2018 (平成 30) 年度に高度専門看護職の養成に向けて、博士前期課程に助産実践コースを設置するなど、社会のニーズに即した改善を図っている。

2018 (平成 30) 年度に新たな内部質保証システムを整備し、研究の適切性の点検・評価は「研究推進委員会」が実施し、教育に関する適切性の点検・評価は「教務委員会」「学生委員会」が連携して国家試験の出題領域等を分析し、看護学の動向に合った教育組織を検討したうえで、従来と同様に「学長補佐会議」及び「教育研究審議会」で教育研究組織の適切性を点検・評価をすることとしている。

4 教育課程·学習成果

<概評>

学部・研究科ともに学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を設定し、これら の方針に従って体系性・順次性に配慮しながら教育課程を適切に編成している。学 部・研究科ともに方針に沿って各課程にふさわしいカリキュラムを編成している。 教 育方法については、学部では、学生の学習の活性化や主体的・積極的に学べる機会を 提供し、「民泊型フィールド実習」「国際看護演習」の科目を通じて、グローカル人材 の育成に成果を上げており、学生が地域における現状と健康に関する課題を認識し、 海外の医療制度と看護システムに関する知識を身に付ける取組みとして高く評価で きる。また、研究科においては、複数指導体制の少人数ゼミにより学生の学習を適切 に支援している。成績評価及び単位認定については、成績評価基準に基づくGPAを 活用している。学位論文については「審査基準」の策定等を通じて、適切に行ったう えで、学位を授与している。学習成果に関しては、複数の調査や就職先の看護管理者 への聞き取りなどを実施して把握や評価に取り組んでいるが、今後は学位授与方針 に定めた学習成果を効果的に把握・評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用 することが求められる。教育課程及びその内容、方法の適切性の点検・評価は、これ まで「教務委員会」及び研究科委員会が行い、その結果を業務実績の報告書にとりま とめたうえで、法人評価を受けて改善・向上を図っており、今後は、新たな内部質保 証システムのもと、「教務委員会」及び研究科委員会を中心に検討したうえで、全学 的な点検・評価を実施することとしている。

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

教育理念に基づき、学部では、学位授与方針に「看護の基盤となる豊かな人間性 や倫理観と教養を身につけている」など6項目の修得すべき学習成果を適切に定 めている。

博士前期課程は、「研究コース」「専門看護師コース」「助産実践コース」の3つを有しているため、学位授与方針に「看護に寄与する修士論文の作成を通して、学際的で深い科学的知識を基盤にした体系的な研究方法を修得している」などの3コース共通の内容と、専門看護師及び助産実践コースの特徴に基づく内容をそれぞれ定めている。また、博士後期課程では、「看護学や看護実践の発展に向け、学位論文において新しい知見を算出し、自立した研究活動に必要な能力を有する者に学位を授与する」と定めている。博士前期課程・博士後期課程ともに、育成を目指す看護領域の教育者・研究者・高度専門職業人にふさわしい学習成果を定めており、教育理念に適した方針となっている。

全ての学位授与方針は、『学生便覧』『大学院学生便覧』及びホームページ等の多様な媒体を通じて適切に公表している。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

学部の教育課程の編成・実施方針は、学位授与方針に基づき、「人間科学領域」と「看護専門領域」の科目を体系的に編成することを定め、「教育内容」「教育方法」「教育評価」に分けて明文化している。例えば「教育内容」では、「学生が大学での学修に適応するための科目を初年次に配置する。加えて、人間科学・看護学の科目間の連携を図り、それらを統合して学べるように科目を配置する」ことなどを定めている。

博士前期課程の教育課程の編成・実施方針は、学位授与方針を踏まえて、「研究コース」「専門看護師コース」「助産実践コース」に共通する内容として「広い視野で看護を学ぶための学際的な科目から構成されている『共通科目A』、科学的根拠に基づいた高度な看護実践能力を育成するための『共通科目B』、各研究教育分野におけるより深い専門性を学ぶ『看護専門科目』」を配置することなどを定めている。加えて、「専門看護師コース」「助産実践コース」に関する内容もそれぞれ定めている。

博士後期課程では、看護学や看護実践の発展に寄与する研究者・教育者の育成に向けて、学位授与方針を踏まえ、教育課程の編成・実施方針に「広い視野で看護学の学的基盤を見据え、看護実践のもととなる原理を解明する能力や人々の健康ニーズに役立てる能力を身に付けるために、研究計画の中間報告や複数教員による組織的、かつ計画的な研究指導体制」を整備することなどを定めている。

全ての教育課程の編成・実施方針は、『学生便覧』『大学院便覧』、大学案内、ホームページを通じて公表されており、公表方法及び情報の得やすさへの対応は適切である。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、 教育課程を体系的に編成しているか。

学部では、教育課程の編成・実施方針に基づいて、「フィジカルフィットネス」や「法と社会」などの「人間科学領域」科目や「疾病・障害論」「看護学概論」などの「看護専門領域」科目を開設している。また、各科目の関係性を図式化したカリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーを導入し、カリキュラムの体系性・順次性を明確にしている。さらに、初年次教育や学生の主体的学びの継続性を考慮した「ヒューマンヘルスケア」などの新たな科目を開設している。

博士前期課程では、教育課程の編成・実施方針に基づき、広い視野で看護を学ぶための『共通科目A』と科学的根拠に基づく高度看護実践能力育成のための『共通科目B』、各教育分野の専門性を学ぶ看護専門科目を開設している。また、「研究コース」「専門看護師コース」「助産実践コース」では、コースごとに各科目群における必修科目と選択科目を定めている。博士後期課程は、実践看護のもととなる原理を解明する能力や人々の健康ニーズに役立てる能力を身に付けるため、2つの研

究分野ごとに特論と演習科目を配置している。

以上により、各課程にふさわしい授業科目を検討し、教育課程の編成・実施方針に基づいてカリキュラムを適切に編成している。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

学部では、学年はじめのガイダンス、クラスアワーや個別指導によって、教育課程の編成・実施方針や履修のための留意点を確認している。アクティブ・ラーニングの充実を図り、異学年交流科目を設けるほか、ラーニングコモンズを整備するなど、学生が主体的学習を身に付けることができる措置を適切に講じている。

2015(平成 27)年度より既存科目にアカデミック・リテラシーの内容を採り入れ、2019(令和元)年度からは、初年次教育として「アカデミック・リテラシー」科目を新設し、奥能登地区での体験型学習を行う「民泊型フィールド実習」と連動させているほか、アメリカ・タイ・韓国での海外研修を行う「国際看護演習」などの科目を設定することで主体的・積極的な学習の活性化に取り組んでいる。さらに、「民泊型フィールド実習」と「国際看護演習」を大学コンソーシアム石川が実施する、地球規模の視野を持ちながら地域課題に主体的に取り組み解決できる課題解決型グローカル人材の育成を目的とした、大学間連携共同教育推進事業「学都いしかわグローカル人材育成プログラム」の開講科目としている。同プログラムの全てのステップ修了者には、「学都いしかわグローカルヤングリーダー」の称号が授与される制度があり、大学の開講科目をプログラムの科目として位置づけることで学生の受講を促している。多くの学生が同称号を付与されていることから、学習の活性化と学生が地域における現状と健康に関する課題を認識し、海外の医療制度と看護システムに関する知識を身に付けることに寄与する取組みとして高く評価できる。

研究科では、研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールを明記したガイドラインを示すとともに、複数指導体制の少人数ゼミにより学生の学習を適切に支援している。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

学部では、卒業要件や単位制度の趣旨をガイダンスで説明するとともに、『学生便覧』に掲載し、学生に対して周知に努めている。また、成績評価は、シラバスに明示している成績評価基準に基づいて、科目担当者がGPAを活用し、大学学則に基づき、教授会で単位認定及び卒業判定を適切に行っている。

研究科では、シラバスに明示している評価指標により、授業科目の評価を行い、 学位論文については「審査基準」に基づき、「論文審査会」で審議し、研究科委員 会で単位認定と合否判定を適切に行っている。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学部では、「各授業科目は学位授与方針に描かれた人材を育成するための一翼を担っており、各科目が合格であれば学位授与方針に叶う人材に成長する」との考えに基づき、各科目の評価による最終的な総合評価を行っている。一方、興味・関心、行動力等を培う授業外学習の評価については、ルーブリック等の活用を検討している段階である。また、実習時期による評価の差が課題となっている実習科目については、現時点では「看護職として専門分野における学問内容の知識技術を修得」をはじめとする学位授与方針に定めた3項目を評価指標としている。以上に加え、「自己点検・評価委員会」が中心に実施する在学生及び卒業生へのアンケート調査、外部機関によるジェネリックスキルのアセスメントテストやSWOT調査、学生が就職した病院の看護管理者からの聞き取り調査など複数の調査を実施している。

研究科における学習成果の把握及び評価については、論文審査委員を選出し、修士論文及び博士論文発表会に研究科委員会メンバーが全員出席し、論文審査基準をもとに実施している。また、「大学院教育懇談会」で看護管理者などから修了者の活動状況や研究科への要望などを聴取する機会を設けており、修了者が大学院での学びを基に能力を発揮していることを確認している。

しかし、学部・研究科ともに学位授与方針に示した学習成果の測定ができている とはいいがたく、効果的かつ多角的に把握・評価する方法を検討し、その結果を教 育内容・方法の改善に活用することが求められる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2018 (平成 30) 年度以前は、学部の教育課程等の適切性を「教務委員会」、研究科の教育課程等の適切性を研究科委員会で点検・評価し、その結果を「教育研究審議会」で業務実績の報告書にとりまとめたうえで、「石川県公立大学法人評価委員会」による評価を受けてきた。こうした点検・評価の結果、2014 (平成 26) 年度に研究科で専門看護師教育課程の修了要件単位数を変更したことに伴うカリキュラムの見直しを行い、新たなカリキュラムを導入している。また、2017 (平成 29) 年度には、行政から公表された「地域医療構想・医療計画の方針」(厚生労働省)及び「大学教育改革に向けた指針」(文部科学省)に基づき、「カリキュラム検討・改訂ワーキング」を設置して、カリキュラム改正の検討を重ね、教授会の審議及び「教育研究審議会」での審議を経て、2019 (令和元) 年度より新たなカリキュラムを導入している。このほか、研究科においては、研究指導の体制や学習環境を見直すため、大学院修了時に無記名アンケートを実施し、大学院学生が自由に意見を述べら

れる機会を設けて改善を図っている。

2018 (平成 30) 年度に新たな内部質保証システムを整備し、教育課程・教育方法等の適切性の点検・評価は、従来と同様に「教務委員会」及び研究科委員会が行うこととしており、その結果は「教育研究審議会」で審議することとなっている。

く提言>

長所

1) グローカル人材の育成のために、「アカデミック・リテラシー」科目と奥能登地 区での体験型学習を行う「民泊型フィールド実習」を連動させるほか、アメリカ・ タイ・韓国での海外研修を行う「国際看護実習」などの科目を設定することによ り、学生が主体的・積極的に学べる機会を提供している。また、「民泊型フィー ルド実習」「国際看護演習」を大学コンソーシアム石川が実施する「学都いしか わグローカル人材育成プログラム」の開講科目とすることで、学生の受講を促し ている。これらの取組みは、学習の活性化と学生が地域における現状と健康に関 する課題を認識し、海外の医療制度と看護システムに関する知識を身に付ける ことに寄与する取組みとして評価できる。

改善課題

1) 学部では、在学生及び卒業生へのアンケート調査や外部機関による各種調査、学生が就職した病院の看護管理者からの聞き取り調査などの調査、研究科では論文審査及び「大学院教育懇談会」を学習成果の測定方法としているが、学位授与方針に示した学習成果の測定ができているとはいいがたい。学位授与方針に定めた学習成果を効果的に把握・評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用するよう、改善が求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)は、学部・研究科ごとに学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針との一貫性を考慮して定めている。入学者選抜については「入学試験委員会」のもとに複数の部会を配して適切に管理している。特に研究科では、質を落とさない配慮をしながらも定員管理を厳格に行っている。学生の受け入れの適切性の点検・評価は、これまで「入学試験委員会」が行い、その結果を業務実績の報告書にとりまとめたうえで、法人評価を受けて改善・向上を図っており、今後は、新たな内部質保証システムのもと、「入学試験委員会」が検討したうえで、全学的な点検・評価を実施することとしている。

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

定めている。

学部の学生の受け入れ方針は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針との一貫性を考慮して「大学で学ぶ上で必要とされる基礎的学力を身につけている」「人間や生命に関心をもち保健・医療・福祉分野で活躍・貢献したいという目的意識を持っている」「周囲の人と協力して物事を進めることができる」「他者の意見に耳を傾け自分の考えを表現できる」「自己学習・自己啓発を継続する意欲がある」の5項目を定めている。

博士前期課程では、「幅広い基礎学力を有しかつ希望する専攻分野の基礎知識を有する人」「人間や社会に対して広く興味を持ち豊かな人間性と高い倫理観を有する人」「看護学を通じて地域社会及び国際社会に貢献する意志を有する人」「専門看護師コース志望者は対応する分野の実務経験を有し専門看護師の資格取得を志す人」「助産実践コース志願者は助産師の免許取得を志す人」の5項目を定めている。博士後期課程では、「実務経験を有し看護学への探求心を有する人」「看護学研究に対する高い動機と学びに必要な基礎的研究能力を身に付け自立して学修する姿勢を有する人」「看護学や看護実践の発展に寄与する意志を有する人」「看護学を通じて地域社会及び国際社会に貢献する意志を有する人」の4項目からなる方針を

全ての学生の受け入れ方針は、ホームページをはじめ、『募集要項』や大学案内で公表し、学部については、オープンキャンパスや出張模擬授業などでも配付及び説明を行っている。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切 に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学生の受け入れ方針で定めた「大学で学ぶ上で必要とされる基礎的学力を身につけている」ことを確認するために、一般入試ではセンター試験の活用、推薦入試では評定平均値に条件を設定し、小論文にて文章読解力や文章表現力を問う出題をしている。また、高等学校からの調査書と面接試験により選抜を行っている。

運営体制については、学長を委員長とする「入学試験委員会」を設置し、「入学試験委員会」のもとに「入学試験作問部会」「入学試験実施専門部会」「入学試験評価専門部会」の3つの専門部会を設置している。「入学試験実施専門部会」は、入学試験の準備・実施体制・当日運営を担当し、「入学試験作問部会」は、試験問題の作成過程及び作問を厳重に管理するなどの役割を担当している。また、正確性を期すことや万が一の恣意の混入を予防するため、採点の際には採点者に受験者の氏名を伏せ、データ入力には複数体制をとっている。「入学試験評価専門部会」は、試験の方法の適切性や入学者の成績の追跡を担当している。

障がいのある入学志願者に対しては、『入学者選抜要項』をはじめ、学部・研究

科の『募集要項』において、「障害のある者等の事前協議」として出願の前にあら かじめ相談する体制を適切に設けている。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

学部においては、入学定員を大幅に上回る志願者を確保している。また、過去5年間における入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率は、学部・研究科ともに概ね適切に管理を行っている。

研究科においては、大学院学生の多くが有職者のため、休学や長期履修者の割合が高く、収容定員に対する在籍学生数比率がやや高くなっている。このことへの対策として、日常の指導やガイダンスの中で、仕事と勉学を両立させること、研究の先延ばし意識を減じること、学業に集中できる時間捻出を工夫することを中心に、なるべく早く修了することを勧める対策を講じており、改善に向けた取組みを行っている。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その 結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2018 (平成 30) 年度以前は、入学試験及び入学者選抜の適切性の点検・評価は、「入学試験委員会」が行っており、その結果を「教育研究審議会」で審議し、業務実績の報告書にとりまとめたうえで、「石川県公立大学法人評価委員会」による評価を受けてきた。こうした点検・評価の結果に基づく入学試験の内容・実施方法の改善は、「入学試験委員会」において取り組んでいる。なお、2012 (平成 24) 年度より同委員会のもとに「入学試験評価専門部会」を設け、受け入れた学生の成績の推移を追跡調査し、情報を蓄積するとともに、入学試験の区分ごとの国家試験合格率を可視化する取組みを開始している。今後は、蓄積している情報をもとにより一層適切な入学者選抜を実施することが期待される。

2018 (平成 30) 年度に新たな内部質保証システムを整備し、学生の受け入れの適切性の点検・評価は、従来と同様に「入学試験委員会」が行うこととしており、その結果は「教育研究審議会」で審議することとなっている。

6 教員·教員組織

<概評>

大学として求める教員像や学部・研究科ごとに教員組織の編制方針を適切に定めており、教育研究活動の円滑な実施のために教育科目群ごとに専任教員を配置している。また、多数の委員会を設置し、人間科学専門領域と看護専門領域の教員のバランスに配慮して配置しており、教員の採用・昇任については、関連する委員会の審議

を経て適切に行われている。教員の資質向上のため、学部・研究科の両方でファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)を実施するとともに学生の授業評価アンケート結果を全教員で共有し、「自己点検・評価委員会」「FD委員会」によって全学的な授業改善への試みが計画されている。教員組織の適切性の点検・評価は、これまで「学長補佐会議」が必要と判断した際に、「教育研究審議会」が行い、その結果を業務実績の報告書にとりまとめたうえで、法人評価を受け、改善・向上を図ってきた。今後は、新たな内部質保証システムのもと、「FD委員会」を中心に検討したうえで、全学的な点検・評価を実施することとしている。

① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部·研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

大学として求める教員像は、「教育理念・目標およびディプロマ・ポリシーの実現に向かって、教職員および関係者と連携・協働して教育に取り組む」などの5項目を、教員組織の編制方針は「学部・大学院は、それぞれが定める教育理念・目標およびディプロマ・ポリシーを達成するために適切な教員を配置する」などの4項目を定めている。これらは、「教育研究審議会」の審査を経て、「教員全体会議」で周知を図り、ホームページで公表している。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員 組織を編制しているか。

研究科を担当する教員は学部と兼務し、教員数は、大学及び大学院設置基準を上回る教員を確保している。教養教育には、複数の専任教員を配置し、教育科目群ごとに教授・准教授又は講師と助教を配することを原則としている。研究科では、授業科目と担当教員の適合性を確保するため「研究科指導教員及び研究指導補助教員資格審査規程」を定めて審査している。

教育研究活動を円滑に展開するため、各委員会に人間科学専門領域、看護専門領域の教員を配置すること必須とし、全ての教員が複数の委員会を担当することとしている。

また、臨地実習での教育的支援を強化するために、実習施設に臨床教授等の称号を付与し、実習科目担当教員と連携して学生指導にあたっている。

さらに、「附属看護キャリア支援センター」の特任教員については、センターの 運営を担える看護職者を「石川県立看護大学特任教員規程」に基づき選考し、県立 病院からの出向等により確保することで教員組織を適切に編制している。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の募集、採用は、「石川県立看護大学教員等選考規程」及び「石川県立看護

大学教員等選考規程の運用に関する内規」に基づき、学長が発議し、「教育研究審議会」で選考方針を決定し、「教員選考委員会」で公募内容を決定のうえ、関連教育機関等への文書通知とホームページを通じて公開している。教員選考は、書類審査と面接を行い、「教員選考委員会」が、採用教員を推薦している。その後、「教育研究審議会」で採用候補を内定し、大学法人理事長が採用決定している。

以上により、教員募集・採用については、厳正かつ適切に実施されている。

また、昇任については、自薦又は学内専任教員による推薦による以外は、採用と同様の手順で適切に行っている。

④ ファカルティ・ディベロップメント (FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

FDについては、「FD委員会」が中心となり実施し、大学コンソーシアム石川が主催するFDや、2017(平成29)年度から石川県立大学との合同FDも実施している。また、各教員は、一般社団法人公立大学協会が実施する分科会・セミナーに参加している。教員が学部と研究科を兼務することを考慮し、CNS事例検討会や修士・博士論文発表会など、大学院教育を対象としたFDを実施するとともに、海外からの専門家を招聘してチュートリアルを行うなど、研修の機会を増やすことで、FDの活性化に向けた取組みが認められる。

学部学生による授業評価を開講科目受講後に実施し、結果を全教員に公表しており、各講座、担当教員によって、次年度の授業内容の改善等に活用している。2018 (平成30)年度に策定した内部質保証システムにおける「自己点検・評価委員会」には、FD委員長が委員として所属しており、授業評価の結果について「FD委員会」で分析し、「自己点検・評価委員会」で報告・検討することで、全学的な授業改善へつなげる試みを計画している。

研究科の授業評価は、修了時に修業期間中の受講科目、研究指導、研究環境等に関する無記名調査を実施している。さらに、大学院学生と「大学院教務学生委員会」の教員による「懇談会」を開催し、授業改善に関する要望等の把握に努めており、調査等の結果は、大学院担当者で共有し、適切に教育改善に活用されている。

また、毎年発行される『年報』には、大学の諸活動と教員の業績を掲載し、ホームページで公開している。さらに、年度当初に各教員が所定のシートに年間目標等を記載し、年度末に自己評価と上司・評価者となる教授による教員評価を行っている。このように、教員の資質向上へ向けた取組みは丁寧に行われている。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果を もとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2018 (平成 30) 年度以前は、新たな組織の設置時や教育課程の増設時など必要

に応じて、「学長補佐会議」が教員組織の点検・評価が必要と判断した際に、「教育研究審議会」がカリキュラムの効率的な運営や社会が求める看護人材の知識・技術等を勘案して、教員組織の適切性を点検・評価してきた。その結果を業務実績の報告書にとりまとめたうえで、「石川県公立大学法人評価委員会」による評価を受けてきた。こうした点検・評価の結果、2012(平成24)年度の「附属看護キャリア支援センター」の設置時や2018(平成30)年度の助産師養成課程の増設時に教員組織の検証につながっている。さらに、2019(令和元)年度から導入した新カリキュラムの策定と並行して「教員組織編成ワーキング・グループ」を設けて、カリキュラムの変更に適した教員組織の検討を行っている。この際、現行の人間の発達段階別の講座編制について議論しており、社会情勢等を勘案して教員組織の改革には至っていないものの、必要に応じて点検・評価を行ってきたといえる。

2018 (平成 30) 年度に新たな内部質保証システムを整備し、教員組織の適切性 の点検・評価は、「FD委員会」等を中心に行うとしており、その結果は「教育研 究審議会」で審議することとなっている。

7 学生支援

<概評>

『石川県公立大学法人第2期中期計画』に「学生への支援」として項目をあげて学生支援の強化を目指した方針を定め、ホームページで適切に公表している。学生の支援体制として「学生委員会」が中心となる部会組織を設置し、学生支援を重層的に実施できる体制を整備しており、各部会が担当する各種支援を適切に行っている。研究科では、学生のグローバルな視野を持った研究能力や実践力を育成する目的で、教員向けセミナーに大学院学生の参加を促すなど、国際学会の参加に向けたきめ細かなサポートを行っている。さらに、「学長裁量経費」を利用した、国際学会への渡航費援助も行っている。これらの取組みは、大学院学生の海外における学会参加や研究発表の機会を促進し、研究能力向上や国際性の涵養につながることが期待でき、高く評価できる。学生支援の適切性の点検・評価は、これまで「学生委員会」が行い、その結果を業務実績の報告書にとりまとめたうえで、法人評価を受けて改善・向上を図っており、今後は、新たな内部質保証システムのもと、「学生委員会」を中心に検討したうえで、全学的な点検・評価を実施することとしている。

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

『石川県公立大学法人第2期中期目標』において、「学生への支援」の項目に「学生が自主的、能動的に学ぶ意欲を高める方策を導入するとともに、学修・生活・就職・進学に関する疑問や悩み等を相談できる支援体制を強化する」などと掲げ、『石

川県公立大学法人第2期中期計画』に「学生への支援」として、「学修支援」「進路 支援」などの強化を目指した方針を定め、ホームページを通じて適切に公表してい る。

また、『学生便覧』『リーフレット』、ホームページに奨学金制度や学生の相談・ サポート体制など、学生支援に関する事項を明示し、年度当初のガイダンスにおい て周知に努めている。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学部学生の学生支援体制は、「学生委員会」が中心となり整備している。「学生委員会」は、「学生委員会規程」に基づき、学生部長を委員長として、各講座の専任教員と事務局によって構成され、学生生活全般に関する事項を調査・審議している。さらに、「学生委員会」に専門部会の組織として「学年担任専門部会」「学生相談専門部会」「進路支援専門部会」が設置要項に基づいて設けており、学生支援が重層的に実施できる体制を整えている。

修学支援については、学年担任による複数担任制を導入し、学生との個別面談に よって状況を把握し、きめ細かいサポートを適切に行っている。

生活支援については、学習・生活・心身の健康面で問題を持つ学生に対して、学年担任のみならず、各教科の科目担当者、学生部長、教務委員長、保健室教員、教務学生課長等の間で情報共有・相談を行い、具体的な支援につなげている。また、学生のキャンパス・ハラスメントの防止対策や対処措置について、掲示板やホームページで案内し、体制を適切に整えている。

進路支援については、「進路支援専門部会」にて『進路の手引き』を用いて、支援体制の説明を行い、進路指導、国家試験の合格に向けた支援を行っており、部会の教員は、4年次生を分担して受け持ち、担任教員と連携して国家試験対策及び卒後進路の意思決定に関する支援を適切に行っている。

また、研究科では、グローバルな視野を持った研究や実践力を育成する目的で、「アドバンスな文献検索」や「英語論文の書き方」などの教員向けセミナーに大学院学生の参加を促すほか、国際学会への参加を積極的に推奨し、学会登録援助、発表指導等を行っている。さらに、公立大学では特色のある「学長裁量経費」を利用した渡航費援助も行っており、研究能力向上や国際性の育成につながることが期待できるものとして高く評価できる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果を もとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2018 (平成 30) 年度以前は、学生支援の適切性の点検・評価は、「学生委員会」

を中心に行い、その結果を「教育研究審議会」で審議し、業務実績の報告書にとりまとめたうえで、「石川県公立大学法人評価委員会」による評価を受けてきた。具体的には、全学生を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を「学生委員会」で集計・分析のうえ、「教員全体会議」で各教員に配付することで、情報共有を図り、教員ごとの学生支援の取組みの改善を図ってきた。また、学生部長・事務局長・課長による学生自治会の幹部・大学祭実行委員長との懇談会を毎年開催し、学生生活全般にわたって意見交換のうえ、これに基づき「学生委員会」で改善策を審議し、対応してきた。

2018 (平成 30) 年度に新たな内部質保証システムを整備し、学生支援の適切性の点検・評価は、従来と同様に「学生委員会」が行うこととしており、その結果は「教育研究審議会」で審議することとなっている。

く提言>

長所

1) グローバルな視野を持った研究能力や実践力を育成する目的で、「アドバンスな 文献検索」や「英語論文の書き方」などの教員向けセミナーに大学院学生の参加 を促し、海外の学会への登録援助や発表指導など、きめ細かなサポートを行うと ともに、「学長裁量経費」を利用した渡航費援助も行っている。これらの取組み は、大学院学生の海外における学会参加や研究発表の機会を促進し、研究能力向 上や国際性の涵養につながることが期待でき、評価できる。

8 教育研究等環境

<概評>

『石川県公立大学法人第2期中期目標』及び同中期計画に「教育環境の整備」として項目をあげて教育研究等環境の充実を目指した方針を定めている。「教育研究審議会」「衛生委員会」を責任組織とし、必要に応じて担当部署やワーキング・グループにおいて機動的な整備に努めている。特に図書館においては学生の利用向上を目的として、県内・外の公共・大学図書館にある所蔵資料を「県立図書館物流システム」を用いて無料相互貸出を行うなど、さまざまな施策を活発に行っている。教育研究活動を支援する環境や条件の整備状況も概ね適切に整備している。教育研究等環境の適切性の点検・評価は、これまで「衛生委員会」を責任組織として行い、その結果を業務実績の報告書にとりまとめたうえで、法人評価を受けて改善・向上を図っており、今後は、新たな内部質保証システムのもと、「衛生委員会」を責任組織として、活動内容に応じた委員会等が検討したうえで、全学的な点検・評価を実施することとしている。

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

『石川県公立大学法人第2期中期目標』において、「教育環境の整備」の項目に「学生の学修意欲や教育効果の向上を図るため、学生の学修環境を適切に整備する」と掲げ、『石川県公立大学法人第2期中期計画』に「教育資材の計画的な更新を図る」及び「図書館やICT等を活用した自学自習環境の整備を図る」という具体的な方針を明示している。また、『石川県公立大学法人第2期中期目標』では、「研究の実施体制」の項目に「効果的な研究活動を遂行する体制を整備するとともに、他大学との共同研究や産学官連携の充実を図るための体制を強化する」と掲げ、「研究時間の確保」と「研究推進体制のための課題を把握し必要な整備を行う」と明示している。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

大学設置基準を満たす校地・校舎面積を有し、運動場等の施設・設備を整えている。『石川県公立大学法人第2期中期目標』に基づき、老朽化への対処や社会から求められる看護教育に必要な設備に関しては「備品整備ワーキング・グループ」、学生の自学自習やICT化への対応に関しては「学生委員会」及び「学習環境整備ワーキング・グループ」を中心に適切に整備している。また、これらの施設・設備の管理は「校舎等管理規程」に準拠し、「衛生委員会」による巡視などを行うことで安全衛生を確保している。情報倫理の確立に関しては「石川県公立大学法人情報セキュリティポリシー」に基づき、「物理的セキュリティ対策」「人的セキュリティ対策」などを行うことで担保している。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは 適切に機能しているか。

図書館では、教職員から推薦図書を募り、学生からは図書館システム等を通じて 希望を募って図書の整備などを実施し、学部・研究科の専門図書をはじめとして、 質・量ともに十分な所蔵等を備えている。また、視聴覚資料や閲覧機器、多目的学 習室やコンピューター・コピー機を提供するほか、十分な開館時間も確保してい る。さらに、専門知識を持つ職員についても適切に配置している。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

『石川県公立大学法人第2期中期計画』の「研究に関する目標を達成するための 措置」において「各教員の研究活動の活性化および成果の公表を推進し、研究業績

の質・量の向上を図る」と定め、教員の研究予算の個人配分に加え、学内での公募による意欲的な研究に対する助成を行っている。「研究推進委員会」では、外部資金獲得のための研究計画書の書き方研修や研究計画書の添削支援なども行っている。また、全ての教員に研究室と必要備品が整備されており、研究時間の確保のために、教育や大学運営業務の軽減、クオータ制の導入などを図り、さらに「働き方改革ワーキング・グループ」を立ち上げて、労働時間や代休取得に関する検討を開始しているなど、適切に教育研究活動の促進を図っている。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

「倫理委員会規程」に基づき、「倫理委員会」を中心に、研究倫理に関する国内外の動向を把握し、毎年研究倫理に関する研修会を開催するほか、大学の調査研究及び大学に所属する者が行う調査研究について倫理審査を行っている。また、「倫理委員会」と「コンプライアンス委員会」の合同で研究不正防止を図るため、研修会を教職員及び大学院学生に向けて開催しているほか、e-learning 教材、『公的研究費不正使用防止ハンドブック』を全教職員に配付するなど、必要な措置を講じている。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その 結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2018 (平成 30) 年度以前は、教育研究等環境の適切性の点検・評価は、「衛生委員会」を責任組織とし、活動内容に応じて「図書館委員会」や「学生委員会」等が取組み内容の検証を行い、その結果を「教育研究審議会」で業務実績の報告書にとりまとめたうえで、「石川県公立大学法人評価委員会」による評価を受けてきた。こうした点検・評価の結果に基づく改善・向上の例として、図書館では、すべての学生に対して図書館や情報技術に関する要望調査を実施し、その結果をもとに、図書館の活用法や情報リテラシーに関する研修会を開催するなどの取組みが挙げられる。

2018 (平成 30) 年度に新たな内部質保証システムを整備し、教育研究等環境の適切性の点検・評価は、従来と同様に「衛生委員会」を責任組織として、活動内容に応じた委員会等が行うこととしており、その結果は「教育研究審議会」で審議することとなっている。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

開学以来、社会連携・社会貢献に積極的に取り組み、2017 (平成 29) 年度以降は 『石川県公立大学法人第2期中期計画』に「地域における産学官連携の推進」「社会

人育成の充実」として項目をあげて社会連携・社会貢献を目指した方針に沿って活動を進めている。「附属地域ケア総合センター」に加え、「附属看護キャリア支援センター」を設置し、2つのセンターが中心となり「地域貢献」「人材育成」「国際貢献」など、多彩な事業を展開している。新たに開設された「附属看護キャリア支援センター」では、看護職者を対象とした中・長期の研修等を実施し、石川県はもとより他県も含めた人材育成に貢献している。地域住民、自治体及び看護界等のニーズを把握しながら、教育研究活動を着実に社会へ還元しており、高く評価できる。社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価は、これまで各センター及び各センターの運営委員会が行い、その結果を業務実績の報告書にとりまとめたうえで、法人評価を受けて改善・向上を図っており、今後は、新たな内部質保証システムのもと、各センター及び各センターの運営委員会が検討したうえで、全学的な点検・評価を実施することとしている。

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する 方針を明示しているか。

『石川県公立大学法人第2期中期目標』において、「地域貢献に関する目標」の項目に「県内の病院や県、市町、他大学、研究機関、地域等と連携し、地域が抱える課題の解決や地域医療の充実等に貢献する」ことを掲げ、『石川県公立大学法人第2期中期計画』の「地域貢献に関する目標を達成するための措置」において「地域ケア総合センターの機能を活かし、現場の看護職者のニーズを把握して看護の質向上につながる支援を研究成果と関連付けて行うとともに、その効果や成果を検証する」などの方針を明示し、ホームページ等を通じて適切に公表している。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

地域に開かれた大学の総合窓口として機能する「附属地域ケア総合センター」を設置し、「地域連携・貢献事業」「人材育成事業」「国際貢献事業」の3本を柱とする多様な事業を展開している。「地域連携・貢献事業」では、介護予防・健康づくり・子育て支援などの事業を教育研究と一体化し、学生サークルやボランティア学生が主体性を持って参加できることを特徴とする事業展開を行っている。特に、学外組織との連携体制として、石川県かほく市と「包括連携協定」を締結し、子育て支援や健康づくりに関する事業を積極的に進め、協議会を結成して、より円滑な社会活動ができるようにしている。また、石川県の奥能登にある2市2町(輪島市、珠洲市、穴水町、能登町)と県内有志の大学が結成した「能登キャンパス構想推進協議会」に加盟し、大学間の交流及び教育研究活動の支援を通じて地域振興に寄与する取組みにも参画している。「人材育成事業」では、奥能登過疎地域の医療機関

を重点的に看護研究の支援や事例検討会における知識の提供などを支援する取組 みのほか、がん拠点病院等とテレビ会議システムを通じた事例検討会などを行っ ている。「国際貢献事業」では、独立行政法人国際協力機構(JICA)北陸との 連携により、母子保健・生活習慣病対策支援事業で介護予防や地域・老年看護など の知の提供を国際的に展開している。

2013 (平成 25) 年度からは、看護職者のキャリア形成・推進の拠点である「附属看護キャリア支援センター」を設置し、中・長期研修や石川県からの委託による短期研修を実施している。中期研修としては、地域のニーズに応じて認定看護師教育課程の開講やフォローアップ研修などを行っている。2018 (平成 30) 年度は認知症看護認定看護師教育課程、認定看護管理者教育課程サードレベルなどの課程に石川県はもとより他県も含めた多数の看護職者が履修しており、看護職者の人材育成に貢献している。また、履修後のアンケート調査においても、好評を得る結果が成果としても示されている。「附属地域ケア総合センター」及び「附属看護キャリア支援センター」が、地域のニーズを捉えながら、特色を生かした多彩な事業運営を行い、教育研究成果を着実に社会に還元していることは高く評価できる。

③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、 その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2018 (平成30) 年度以前は、社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価は、「附属地域ケア総合センター」及び「附属看護キャリア支援センター」がそれぞれの活動内容について検証することで実施してきた。さらに、各センターの運営委員会において、活動内容の適切性を点検・評価し、その結果を「教育研究審議会」で業務実績の報告書にとりまとめたうえで、「石川県公立大学法人評価委員会」による評価を受けてきた。こうした点検・評価に基づく改善・向上の例として、受講希望者を対象に、開講する期間や課程に関する調査を実施し、認定看護師教育課程や認定看護管理者教育課程などの育成事業を開始するなど社会貢献活動の充実が図られている。

2018 (平成 30) 年度に新たな内部質保証システムを整備し、社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価は、従来と同様に上記の各センター及び各センター運営委員会が行うこととしており、その結果は「教育研究審議会」で審議することとなっている。

<提言>

長所

1)「附属地域ケア総合センター」による「地域連携・貢献事業」「人材育成事業」「国際貢献事業」の実績に加え、2013 (平成25)年度に看護職のキャリア形成・推進

の拠点として設置された「附属看護キャリア支援センター」において、看護職者を対象とした中・長期の研修や短期研修を多数実施している。中期研修では地域のニーズに応じて認定看護師教育課程等を開講し、石川県はもとより他県も含めた人材育成に貢献しており、アンケート調査においても、満足度の高い結果が示されている。これらの取組みを通じて、地域ニーズを捉えながら大学の特色ある教育研究活動を着実に社会へ還元しており、評価できる。

10 大学運営·財務

(1) 大学運営

<概評>

『石川県公立大学法人第2期中期目標』及び同中期計画に「運営体制の改善に関する目標」として具体的な方針が明示され、ホームページ等で幅広く公表されている。学長・研究科長・学生部長・附属図書館長・附属地域ケア総合センター長・附属看護キャリア支援センター長を置き、学則等に権限と責任が明示されている。予算編成案は「教育研究審議会」において調整し、「経営審議会」において審議・決定されている。予算執行は、地方独立行政法人会計基準等に基づき適切に財務会計処理が行われている。事務組織については「石川県公立大学法人組織規程」に基づき設けられ、事務職員は、石川県からの派遣により配置されている。事務職員は、一般社団法人公立大学協会等が主催する研修会へ積極的に参加するとともに、大学としては、独自の研修会や教職協働による取組みも行っている。大学運営の適切性の点検・評価は、業務実績の報告書に基づき行うものに加え、法令に基づく監査及び内部監査の結果を踏まえ「教育研究審議会」及び「経営審議会」において行い、改善・向上に向けて取り組んでいる。

① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

『石川県公立大学法人第2期中期目標』において、「運営体制の改善・効率化に関する目標」の項目に「大学の強みや特色を活かし、教育、研究、地域貢献等の機能を最大化できるガバナンス体制を構築するとともに、インスティトゥーショナル・リサーチを踏まえ、大学の将来を見据えた経営戦略を立案する」と掲げ、『石川県公立大学法人第2期中期計画』で、「運営体制の改善・効率化に関する目標を達成するための措置」として、「大学に求められる社会的ニーズや学生にとっての魅力向上策等を分析し、大学の将来を見据えた経営戦略を企画立案する」などの具体的な大学運営に関する方針を明示している。

これらはホームページで公開され、学内構成員だけでなく、学外にも幅広く公表 されている。

② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

大学に学長・研究科長・学生部長・附属図書館長・附属地域ケア総合センター長・ 附属看護キャリア支援センター長を置き、大学学則、大学院学則及び各施設の規程 によりそれぞれ権限と責任を明示している。

大学の審議決定機関として「教育研究審議会」を、法人経営の審議決定機関として「経営審議会」を置いている。

教学組織である教授会や研究科委員会等の権限と責任については、大学学則及び大学院学則に明示している。また、法人組織と「教育研究審議会」の権限と責任については、「石川県公立大学法人定款」に適切に明示している。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成は、『石川県公立大学法人第2期中期計画』の「財務内容の改善に関する目標を達成するための措置」の定めに基づき、「授業料等の自己収入の確保及び外部からの競争的資金等の獲得に努めること」「学生募集や入試、教育や研究の充実に直接必要な経費については適正な所要額を確保すること」「管理的経費についてはできるだけ節減・抑制に努めること」などを念頭に効率的・効果的な予算配分を目指し、事務局において予算編成案を作成している。

予算編成案は「教育研究審議会」において調整し、「経営審議会」において審議・ 決定されている。さらに、予算執行については、地方独立行政法人会計基準等に沿って会計処理を行っている。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な 事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

「石川県公立大学法人組織規程」に基づき、事務局に総務課と教務学生課を置き、学生に関する事務については、教務学生課が担当している。また、附属図書館、「附属地域ケア総合センター」及び「附属看護キャリア支援センター」についてもそれぞれ担当事務職員が配置されている。事務職員は、石川県からの派遣による常勤職員と非常勤職員で構成され、一般事務を担当するとともに、教職協働により委員会活動などの教育研究活動の支援事務や入試業務を分担し、教育研究活動の活性化及び円滑な大学運営に努めている。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

常勤職員は全て石川県からの派遣であり、県職員としての研修を各職層別(新規採用職員、中堅職員、係長、課長補佐、課長)に受けている。

教育研究機関である大学運営に対応するため、一般社団法人公立大学協会等が 主催する研修会への積極的な参加と自己研鑽を促している。また、教員について も、FD研修会を職員と共同開催するなどして、大学運営に関する意欲や資質の向 上に努めている。さらに、毎年4月には教員及び職員に対して、大学運営に関する 研修会を実施している。石川県立大学と合同で若手事務職員を中心に、スキルアッ プや意識改革を行う「両大学課題発見等プロジェクト」も実施しており、課題解決 型研修を進めることで、多様化・専門化する課題に対応している。事務職員の業務 評価については、石川県の人事評価制度に基づき業績等の評価を行い、その結果に よって処遇改善を行っている。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果を もとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性の点検・評価に関しては、中期計画に基づく年度計画に対する 事業の進捗結果を毎年「教育研究審議会」及び「経営審議会」が点検・評価し、そ の結果を業務実績の報告書にとりまとめたうえで、「石川県公立大学法人評価委員 会」による評価を受けてきた。

監査については、法令に基づき、法人の会計監査人による財務監査に加え、石川県知事に任命された監事による監査を実施し、その結果を適切に公表している。さらに、「石川県公立大学法人内部監査規程」に基づき、定期的な内部監査を実施し、必要な時には、これに加えて臨時の監査を実施している。

こうした大学運営の適切性に関する点検・評価及び監査の結果を踏まえ、「教育研究審議会」及び「経営審議会」において、大学運営のあり方について見直しを行い、事務処理の効率化に努めているなど、改善・向上に向けて取り組んでいる。

(2) 財務

<概評>

2017(平成29)年度から2022(令和4)年度までの『石川県公立大学法人第2期中期計画』において、6年間の「予算、収支計画及び資金計画」を適切に策定している。財政状況については、安定した収入源のもと、教育研究活動を遂行するうえで必要な財政基盤は確立している。一方、支出に関して、人件費が高い水準にあり、研究経費は減少傾向にある。今後は、外部資金のさらなる獲得に向けて努めることが望まれる。

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定している

か。

2017 (平成 29) 年度から 2022 (令和 4) 年度までの『石川県公立大学法人第 2 期中期計画』において、6年間の積算に基づく総額を示した法人としての「予算、収支計画及び資金計画」を策定している。また、中期計画に沿って年度計画が立てられており、それに基づいて各年度の業務運営が行われている。

なお、『石川県公立大学法人第2期中期計画』及び年度計画において、「財務内容 の改善に関する措置」として、外部資金等の自己収入の増加、予算の効率的執行及 び資産管理の改善を掲げている。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

収入に関しては、設置団体から交付される運営費交付金のほか、授業料等の自己収入が安定した収入財源となっており、教育研究活動を遂行するうえで必要な財政基盤を確立しているといえる。ただし、支出に関しては、教育経費及び研究経費が一定の水準で推移している一方、人件費が高い傾向にある。

外部資金については、科学研究費補助金の獲得に向け、申請書類の添削等の支援 を行っているものの、現段階では顕著な成果が見られないことから、さらなる努力 が望まれる。

以上

石川県立看護大学提出資料一覧

点検・評価報告書 評定一覧表 大学基礎データ 基礎要件確認シート

その他の根拠資料		
資料の名称	ウェブ	資料番号
1 理念・目的 学生便覧2018 石川県立看護大学学則【ウェブ】 大学院便覧2018 大学案内 石川県公立大学法人第1期中期計画【ウェブ】 石川県公立大学法人第2期中期計画【ウェブ】 石川県公立大学法人定款【ウェブ】 石川県立看護大学大学院学則【ウェブ】 石川県立看護大学大学院学則【ウェブ】 大学設立の趣旨【ウェブ】 教育理念、教育目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー 【ウェブ】	0 0000000	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 1-7 1-8 1-9 1-10 1-11
2 内部質保証 教育の内部質保証に関する方針【ウェブ】 提言に対する改善報告書 在学生(1~3年生)アンケート 在学生(4年生)アンケート 卒業生アンケート 業務実績・評価【ウェブ】 年報【ウェブ】 教育情報の公表【ウェブ】 自己点検・評価報告書【ウェブ】 財務諸表等【ウェブ】 3ポリシー改訂のタイムスケジュール DPVer. 1検討資料 【完成版】3ポリシー改訂ワーキング H30年度第3回自己点検・評価委員会議事録 H30年度年学生アンケート結果 H30年度卒業生アンケート結果 学生指導に関する提案書 大学評価後の改善の取り組み概要	0 00000	2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 2-10 2-11-① 2-11-② 2-11-③ 2-12-① 2-12-① 2-13-② 2-13-① 2-13-② 2-14 2-15
3 教育研究組 石川県公立大学法人組織規程 規程集 附属地域ケア総合センターの概要【ウェブ】 附属看護キャリア支援センターの概要【ウェブ】 2018.7学生への図書館利用状況等調査の結果	0	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5
4 教育課程・ 学習成果		4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6 4-7 4-8 4-9 4-10 4-11 4-12 4-13 4-14 4-15

	修士論文審査基準の見直しについて H29.10.19=第5回=研究科委員会=議事録 H28.9.1=第4回=研究科委員会=議事録 基礎看護学実習 II 実習要項2018 基礎看護学実習要項2018 在宅看護学実習要項2018 地域看護学実習要項2018 卒業生就職病院調査_レポート PROGについて PROG全体傾向報告書2017 (抜粋) 在学生調査_レポート 卒業生調査_レポート 大学院教育懇談会議事録 平成30年7月19日石川県立看護大学・看護師学校等変更承認許可書 H31年4月ガイダンス日程 H30.7.20第5回大学院NP教育課程検討班会議議事録案 H30年度第8回大学院教務学生委員会議事録案		$\begin{array}{c} 4-16-1) \\ 4-16-2) \\ 4-17 \\ 4-18-1) \\ 4-18-2) \\ 4-18-3) \\ 4-18-4) \\ 4-19 \\ 4-20-1) \\ 4-20-2) \\ 4-21-1) \\ 4-21-2) \\ 4-22 \\ 4-23 \\ 4-24 \\ 4-25 \\ 4-26 \end{array}$
5 学生の受け 入れ	推薦・社会人入学試験募集要項 一般入学試験(前期日程・後期日程共通)募集要項 入学者選抜要項 大学院博士前期課程入学試験募集要項 大学院博士後期課程入学試験募集要項 大学院博士前期課程入学試験募集要項 大学院博士前期課程入学試験募集要項(第2次募集) 石川県立看護大学入学試験実施専門部会設置要項 平成25年度入試評価部会から入試委員会への報告資料のまとめ H26・27年度入試評価部会資料 H28・29年度入試評価部会資料 H30入試委員会資料(地学調べ) 学部および大学院における学生数比率 入学試験委員会規程 一般入試実施体制 A資料 大学院入試実施体制 A資料		5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6 5-7 5-8-① 5-8-② 5-8-③ 5-9 5-10 5-11 5-12
6 教員・教員組織	求める教員像・教員組織の編制方針【ウェブ】 H30. 5. 7=第2回教研審=議事録 H30. 8. 3=第2回=教員全体会議=議事録 H30臨床教授等一覧 石川県立看護大学博士前期課程の研究指導教員及び研究補助教員資格審査規程 石川県立看護大学博士後期課程の研究指導教員及び研究補助教員資格審査規程 H29. 11. 20=臨時=教研審=議事録 石川県立看護大学教員等選考規程 石川県立看護大学教員等選考規程の運用に関する内規 石川県立看護大学教員等選考規程 石川県立看護大学教員等選考規程 石川県立看護大学特任教員規程 石川県立看護大学特任教員規程 石川県立看護大学特任教員規程 田田県立看護大学特任教員規程 田田県立看護大学特任教員規程 田田県立看護大学特任教員規程 田田県立看護大学特任教員の運用に関する内規 石川県立看護大学特任教員の運用に関する内規 石川県立看護大学特任教員の運用に関する内規 石川県立看護大学特任教員規程 田田・国の・31=学内委員会名簿 教員公募のホームページ 昇任人事の実施(H30. 10. 1=第6回=教研審=議事録) 教員公募のホームページ 昇任人事の実施(H30. 11 成人看護学教員公募のHP) FD研修一覧(H24~H30) 公大協会議等出席 授業評価票 平成30年度第9回FD委員会議事録 研究推進員会主催のセミナー 教員の業績(平成29年度年報より)【ウェブ】 石川県立看護大学教員評価規程 平成30年度試行版) 本学の教員評価の概要 27年2月版 平成26年度・27年度教員評価についてのお願い	0	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6 6-7 6-8 6-9 6-10 6-11 6-12 6-13 6-14 6-15 6-16 6-17 6-18 6-19 6-20 6-21 6-22 6-23 6-24 6-25 6-26 6-27 6-28

T			
	複数年評価のまとめ(2018.3.19親委員会提出資料) 主要事業の提案-人間科学・健康科学領域における基礎科学的教育の充実 (H30.11 教育研究審議会議事録p2)		6-30 6-31
	石川県公立大学法人教員の採用及び昇任に関する手続要領 FDの考え方、実施体制		6-32 6-33
7 学生支援	学生生活の手引き【ウェブ】 学生相談室リーフレット	0	7-1 7-2
	学生相談窓口【ウェブ】 2018授業実施表	0	7-3 7-4
	授業料の減免の概要(配付資料) 奨学金(説明会配布資料)		7-5 7-6
	石川県立看護大学グローカルはまなす基金【ウェブ】 進路の手引き	0	7-7 7-8
	キャンパス・ハラスメントの防止【ウェブ】 学生委員会アンケート	0	7-9 7-10-①
	学生委員会アンケート集計結果 キャリア支援に関するガイダンス等の制度と実施状況		7-10-② 7-11
8 教育研究等	石川県公立大学法人第2期中期目標【ウェブ】	0	8-1
環境	H29備品更新一覧		8-2 8-3
	H30備品更新一覧 学習環境整備計画		8-4
	学習環境に関するアンケートの結果 職場巡視報告書(教育棟・厚生棟・プラザ)		8-5 8-6
	H29労働安全衛生研修会議事録 石川県公立大学法人情報セキュリティポリシー		8-7 8-8
	機関リポジトリに関する調査結果 学内研究助成 研究成果公表助成		8-9 8-10
	海外渡航助成採択一覧 研究サポート集会ポスター2017		8-11 8-12-(1)
	外部資金申請書 (科学研究費申請書) 作成への支援について 倫理申請書 (一般) ver3		8-12-② 8-13-①
	倫理申請書(学生)ver3		8-13-2
	(資料①) 迅速審査申込書 倫理審査申請提出の際の注意事項		8-13-③ 8-13-④
	倫理審査の流れ H30研究倫理・コンプライアンス研修会		8-13-⑤ 8-14-①
	倫理委員会研修の実績 公的研究費不正使用防止ハンドブック		8-14-② 8-15
	ITに関する意識調査結果 H30.2.5=第10回=教研審=議事録		8-16 8-17-①
	第3次スペース調査WG(教育研究審議会資料) 公的研究費の適正な運営及び管理関する方針		8-17-② 8-18
	不正防止対策室設置規程 研究活動上の不正行為への対応等に関する基本方針		8-19 8-20
9 社会連携・	H30地域ケア総合センター事業案内		9-1
社会貢献	地域ケア総合センター事業報告書【ウェブ】 看護キャリア支援センター事業報告書【ウェブ】	0	9-2 9-3
	かほく市との包括的連携協定書		9-4 9-5
	かほく市との包括的連携に関する協議会議事録 看護キャリア支援センター ニーズ調査集計結果		9-6-①
	ニーズ調査の結果検討資料		9-6-2
10 大学運営・ 財務	目標・計画【ウェブ】 法人情報の公表【ウェブ】	0	10 (1) -1 10 (1) -2
(1)大学運営	職員の研修会等への参加実績 石川県公立大学法人会計規程		10 (1) -3 10 (1) -4
	石川県公立大学法人内部監査規程 石川県公立大学法人役員・経営審議会委員名簿		10(1)-5 10(1)-6
	H25監事監查報告書 H26監事監查報告書		10(1) - 7 - 1 10(1) - 7 - 2
	H27監事監査報告書 H28監事監査報告書		10 (1) -7-3 10 (1) -7-4
	III40 血		10(1)-1-(4)

	H29監事監査報告書 H30監事監査報告書 H25会計監査人監査報告書 H26会計監査人監査報告書 H27会計監査人監査報告書	10(1)-7-⑤ 10(1)-7-⑥ (会計監查終了後提出) 10(1)-8-① 10(1)-8-② 10(1)-8-③
	H28会計監查人監查報告書 H29会計監查人監查報告書 H30会計監查人監查報告書	10(1)-8-④ 10(1)-8-⑤ 10(1)-8-⑥ (会計監査終了後提出)
	H25事業報告書 H26事業報告書 H27事業報告書 H28事業報告書 H30事業報告書	10(1)-9-① 10(1)-9-② 10(1)-9-③ 10(1)-9-④ 10(1)-9-⑤ 10(1)-9-⑥ (会計監查終了後提出)
10 大学運営・ 財務 (2)財務	H25財務諸表 H26財務諸表 H27財務諸表 H28財務諸表 H29財務諸表 H30財務諸表 H25決算報告書 H26決算報告書 H27決算報告書 H27決算報告書 H28決算報告書 H29決算報告書 H30決算報告書	10(2)-1-① 10(2)-1-② 10(2)-1-③ 10(2)-1-④ 10(2)-1-⑤ 10(2)-1-⑥ (会計監査終了後提出) 10(2)-2-① 10(2)-2-② 10(2)-2-③ 10(2)-2-④ 10(2)-2-⑤ 10(2)-2-⑥ (会計監査終了後提出)

石川県立看護大学提出・閲覧用準備資料一覧 (実地調査)

	資料の名称	ウェブ	資料番号
	田30自己点検評価委員会 内容別審議計画 田27第8回教育研究審議会 (H27. 12. 7) 議事録 田27第10回教育研究審議会 (H28. 2. 1) 議事録 田27第11回教育研究審議会 (H28. 3. 2) 議事録 田28. 6. 9=第3回=教研審=議事録 田28. 10. 3=第6回=教研審=議事録 田28. 10. 20. 20. 20. 20. 20. 20. 20. 20. 20. 2		実実実実実実実実実実実実実実実実実実実実実実実実実実実実実実実実実実実実実
織	29.7.10自己点検・評価委員会議事録 30.7.20自己点検・評価委員会議事録 H29.5.1=第2回=教研審=議事録 H30.12.3=第8回=教研審=議事録 H30.10.1=第6回=教研審=議事録 (学長補佐)01_組織規程		実地3-1-① 実地3-1-② 実地3-2 実地3-3 実地3-4 実地3-5
4 教育課程・ 学習成果	H28フィールド実習アンケート結果 学都石川グローカル人材修了書獲得者一覧		実地4-1 実地4-2
入れ	大学IR実施方針 H28.2.4平成27年度第11回入学試験委員会議事録【閲覧】 H30.3.20平成29年度第10回入学試験委員会議事録【閲覧】 H27臨時教育研究審議会(H28.3.17)議事録【閲覧】 H27.5.14平成27年度第3回入学試験委員会議事録【閲覧】 H27.5.21平成27年度第4回入学試験委員会議事録【閲覧】 H27第2回教育研究審議会(H27.5.7)議事録【閲覧】 H27第3回教育研究審議会(H27.6.1)議事録【閲覧】 平成29年度卒業生国家試験不合格者の状況分析結果報告書【閲覧】		実地5-1 実地5-2-① 実地5-2-② 実地5-2-③ 実地5-3-① 実地5-3-② 実地5-3-④ 実地5-4
6 教員・教員 組織	H30. 10. 1=第6回=教研審=議事録 H30. 11. 5=第7回=教研審=議事録 H30. 12. 3=第8回=教研審=議事録 R1. 8. 2=第2回=教員全体会議=議事録 ライフステージ事例検討会チラシ		実地6-1 実地6-2 実地6-3 実地6-4 実地6-5-①

	老年事例検討会	実地6-5-②
	平成30年度修士課程中間報告会プログラム	実地6-6-①
	平成31年度修士課程中間報告会プログラム	実地6-6-②
	修士論文発表会(30年度)	実地6-6-③
	大学院教務学生委員会2018(年報原稿)	実地6-6-④
	ワシントン大学看護学部 Ardith Doorenbos先生来日日程	実地6-7
	平成30年度第6回FD委員会議事録20181005 平成30年度第8回FD委員会議事録20181220	実地6-8-① 実地6-8-②
	平成30年度第9回FD委員会議事録	実地6-8-③
	H30. 11自己点検・評価委員会議事録	実地6-8-④
	H30. 12自己点検・評価委員会議事録	実地6-8-⑤
	H31. 2. 4=第10回=教研審=議事録	実地6-9
7 学生支援	フィールド実習検討内容	実地7-1
	H29.7.10自己点検委員会議事録	実地7-2-①
	H30.12自己点検表か委員会議事録	実地7-2-②
8 教育研究等	2年文献検索セミナーちらしH30	実地8-1-①
環境	0180518_ミニ講習案内	実地8-1-②
	20161226図書館研修会参加者アンケート結果 本学の省エネ・働き方ワーキンググループについて	実地8-2 実地8-3-①
	本子の有二不・側さ カケー・マック ルーフ にうい と	美地8-3-① 実地8-3-②
	H29. 4. 4=第1回=教研審=議事録	実地8-4
		, , <u> </u>
9 社会連携・ 社会貢献	平成30年度看護キャリアセンター成果	実地9-1
11. 五貝 11.	H28. 7. 4=第4回=教研審=議事録	実地9-2
10 大学運営・	両大学課題発見等プロジェクト	実地10(1)-1-①
財務 (1)大学運営	課題発見等プロ資料	実地10(1)-1-②
(1) 八十座呂	課題発見等プロメンバー表	実地10(1)-1-③ 実地10(1)-2
	石川県人事評価マニュアル (抜粋) 	夫 地10(1)⁻2
10 大学運営・	支出〇第2期中期計画(予算積算資料)	実地10(2)-1-①
財務 (2)財務	収入〇第2期中期計画(予算積算資料)	実地10(2)-1-②
その他	自己点検評価研修会開催について	
	平成26年度第5回自己点検・評価委員会議事録	\
	平成26年度臨時教育研究審議会議事録 平成28年度第3回自己点検・評価委員会議事録	\
	平成28年度第3回日亡息候・評価安員会議事録 2018年度臨床教員との交流会開催要項	\
	石川県立看護大学 平成30年度座談会	\
	院生懇談会	\
	平成31年度新任教職員オリエンテーション	\
	第4回2018. 9. 18国際交流委員会・議事録	\
	第5回2018. 10. 3国際交流委員会・議事録	\
	ルーブリック自己診断表(学都いしかわグローカル人材) ルーブリック詳細	\
		\ <u> </u>
		\ \